

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
55%	56.3	58.3				
目標達成に 必要な数値	57.5	60.0	62.5	65	67.5	70%
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者による特定健康診査の推進支援 ・三重県保険者協議会における保険者間の調整 ・各市町の特定健康診査委託についての集合契約の締結に関する支援 					
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体では受診率が向上傾向にあるが、実施率が低下している保険者もある。 ・市町国保における特定健康診査等実施計画の策定、実施状況、評価への支援が十分でない。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率向上に向けた啓発、未受診者対策等、保険者への支援内容の充実を図る。 					

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
20.0%	20.6	23.6				
目標達成に 必要な数値	24.2	28.4	32.6	37	41	45%
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者による特定保健指導の推進支援と人材育成支援 ・三重県保険者協議会における保険者間の調整 					
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体では実施率が上がっているが、実施率が上昇している保険者と低下している保険者の差が顕著である。 ・市町国保における特定健康診査等実施計画の策定、実施状況、評価への支援が十分でない。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施率向上に向けた取組、好事例の横展開など、保険者への支援内容の充実を図る。 					

※出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
12.3%	11.6	12.6				
目標達成に 必要な数値	4.0	8.2	12.2	16.2	20.4	25%
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ライフステージにおいて県民自らが健康的な食生活を実践できるよう様々な主体と連携して、減塩や野菜摂取をはじめ食事バランスについての普及啓発。 ヘルシーメニューを提供する飲食店等の登録（更新）等食環境の整備。 栄養成分表示の正しい理解や活用について普及啓発。 健康マイレージ推進事業の推進。県内ウォーキングコース、運動関連団体の情報提供。 					
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防の観点から、引き続き肥満改善をめざした取組が必要。 栄養バランスのよい食事とともに、適度な運動の啓発が必要。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康的な食生活実現に向け、多様な食育関係者と連携しながらあらゆる機会をとらえて、食生活等の生活習慣に関する啓発活動を行う。 栄養成分表示や機能性表示食品等に関する相談に的確に対応し、県民へは栄養成分表示の正しい理解や活用について広く普及啓発を図る。 					

	<ul style="list-style-type: none">・地域や職域において、県民の「食」に関わる人材の育成を行う。
--	--

④ たばこ対策に関する目標

<p>目標</p>	<p>成人喫煙率 12%、未成年喫煙率 0%、たばこの無いお店登録数 750 店、行政機関の敷地内禁煙実施率 100%、</p>
<p>2019 年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、禁煙、分煙等の普及啓発を行う。 ・ 受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正をふまえ、必要に応じた対策を実施。 <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き喫煙・受動喫煙の害についての啓発が必要。 ・ 喫煙率が高い世代にターゲットを絞った働きかけが必要。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・受動喫煙の害について、市町や関係団体主催のイベントなどの機会をとらえた啓発 ・ 働く世代への働きかけ ・ 地域・職域連携会議などを通じた企業と連携した啓発 ・ 禁煙支援に関する情報の提供 ・ 「たばこの煙の無いお店」の登録数の増加に向けた啓発 ・ 「健康増進法」の改正に基づき、受動喫煙対策を推進

⑤ 予防接種に関する目標

目標	麻しん風しん混合（MR）ワクチンの第2期接種率 令和5年度目標 95%以上
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県公衆衛生審議会予防接種部会を開催し、関係者の情報共有を図るとともに、接種率向上に向けた検討を行った。 ・市町、保健所、学校関係者等を対象に、予防接種推進のための研修会等を開催した。(感染症予防啓発推進者研修会) ・MR第2期予防接種の接種勧奨について、厚生労働省からの文書を市町に通知し対応を依頼した。2019年度末には新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、感染予防対策を実施したうえでの実施や対象者が接種の機会を逸することのないように対応していただくよう通知があり、市町に重ねて対応を依頼した。 ・2019年度のMR第2期接種率は95%であった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MR第2期の接種率が年度により変動するため、恒常的に95%となるようにする必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で接種率が下がらないようにする必要がある。
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・MR第2期の接種率が95%を維持できるよう、引き続き取組を行う。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標（糖尿病重症化予防事業の推進）

目標	糖尿病性腎症重症化予防事業の実施市町数 令和5年度目標 100%（29市町）
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定」等に基づき、患者に応じた支援を行う。 ・特定健康診査・特定保健指導を担う人材を育成。 ・関係者と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの周知を図る。 ・糖尿病の予防や支援に関わる人材育成のため、多職種連携研修を開催。 <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の重症化予防を図るため、なお一層、健診受診率・保健指導実施率向上に向けた取組が必要。 ・糖尿病の予防方法や合併症予防について、引き続き県民に対し啓発が必要。 ・糖尿病患者の口腔ケアが充実するよう、医科医療機関と歯科医療機関の連携が必要。
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体との連携のもと、予防や治療継続、合併症予防について啓発。 ・特定健診・特定保健指導が効果的・効率的に行われるよう、保険者などと連携して引き続き関係者の人材育成に努める。 ・糖尿病の発症予防や重症化予防のために、市町や保険者などと連携し、特定健診におけるハイリスク者や未受療者、治療中断者、健診未受診者への受診勧奨や保健指導を進める。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム等による保険者と医療機関の連携の促進。 ・糖尿病患者の口腔ケアが充実するよう、医科医療機関と歯科医療機関の連携を進める。 ・糖尿病重症化予防に向けた支援ができる人材の育成を継続して行う。

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標 （歯科口腔保健の推進）

<p>目標</p>	<p>（目標の考え方） 歯周病の重症化は、糖尿病、心筋梗塞、脳血管障害等全身に影響を及ぼすことから、歯周病の早期発見・早期治療の重要性について啓発を行う。</p>
<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健の重要性を県民一人ひとりが認識し、歯と口腔の健康づくりが推進されるよう予防から治療までの歯科保健医療についての情報発信を行う。 ・ 糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞、骨粗しょう症等の患者に対する医科歯科連携を推進するため関係機関に働きかける。 <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、歯科口腔保健の重要性について、県民に対し情報発信する必要がある。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健の重要性について、関係者および県民に対し情報発信する。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下 値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
74.7%	79.2	81.4				
目標達成に 必要な数値	71.8	75.0	80	80	80	80%
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係団体、医薬品卸業者、保険者等で構成する三重県後発医薬品適正使用協議会を開催し、関係者との情報共有を図る。 ・県民への後発医薬品普及に係る取組みとして、後発医薬品に関するリーフレットの配布等を行います。 ・各保険者が、関係者の理解を得ながら、後発医薬品希望カードの普及を図るとともに、後発医薬品差額通知の発行についても検討を行う。 					
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的、効率的な啓発を実施するため、保険者との連携が必要 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者と連携を強化し、より効果的・効率的な後発医薬品の使用促進を実施する。 					

※出典：調剤医療費の動向調査

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>(目標の考え方) 薬剤師・薬局が、「かかりつけ薬剤師・薬局」として、副作用や効果の継続的な確認、多剤・重複投薬や相互作用の防止、残薬管理等などにより、服薬情報の一元的・継続的な把握を行うとともに、病気や健康サポートに貢献する健康サポート機能を備えた薬局を普及することで、医薬品の適正使用を推進する。</p>
<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師・薬局が、「かかりつけ薬剤師・薬局」として在宅医療の推進、医療機関と連携した服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく薬学的管理・指導を行うための体制整備や研修等を実施し、多剤・重複投薬の防止や残薬解消などに繋げる。 ・薬局が地域における健康サポートの拠点としての役割を効果的に果たせるよう、県民に対して、薬局における医薬品等に関する相談や健康相談窓口の活用について普及啓発を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の疾患をもつ患者の多剤・重複投薬や残薬が問題になっている中、薬剤師・薬局における患者の服薬情報の一元的把握などの機能が十分発揮できていない指摘もあり、必ずしも患者本位の医薬分業になっていない。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師・薬局の「かかりつけ薬剤師・薬局」としての機能を普及啓発する。

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で在宅医療を受けられるよう、訪問診療を実施する一般診療所や在宅療養支援診療所・病院、訪問看護ステーション等の拡大を図る。 ・医療・介護関係者等で構成する三重県在宅医療推進懇話会において検討した在宅医療フレームワークや地域支援事業の在宅医療・介護連携の推進に基づき、市町の取組状況を把握しながら、全県的な在宅医療提供体制の整備を進める。 ・入院時から退院後の生活を見据えた退院支援が行われるよう、退院支援・調整に関わる職種を対象とした研修会を開催。 ・在宅医療・介護連携推進事業の取組が進められるよう、市町担当者同士が集う場の設定やヒアリングを実施し、他市町の具体的な取組の紹介や情報提供、意見交換会を開催するとともに、近隣市町や郡市医師会等の医療・介護関係機関との連携の推進を支援。 ・誰もが希望する場所で人生の最期を迎えることができるよう、人生の最期の過ごし方について考える機会の提供や在宅医療・在宅看取りや各関係機関が提供できる医療・介護サービスについて周知を図るなど、地域住民等への普及啓発を行う。 ・入院医療機関の医師や看護師、退院支援に関わる担当者等および地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員等に対して、在宅医療についての普及啓発を行う。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、在宅医療と介護の連携推進に係る取組について、県民等に対し情報発信する必要がある。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護の連携推進及び普及啓発を行う。

